

令和2年分
(北海道)

農業投資価格の金額表

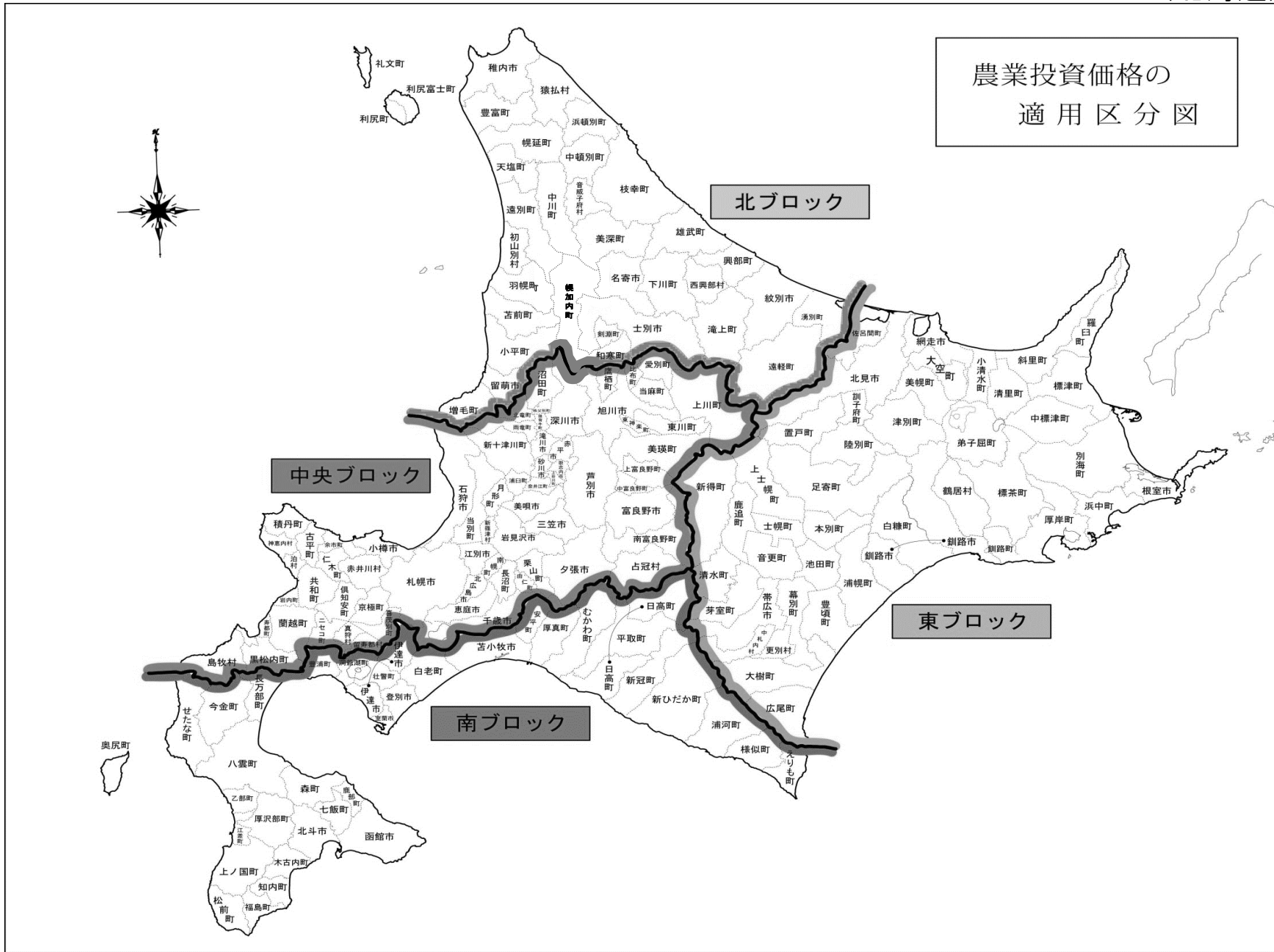
租税特別措置法第70条の6第2項に規定する農地等についての相続税の納税猶予額算定の基礎となる農業投資価格は、次表のとおりです。

(10アール当たり)

地目 ブロック名	田	畑	採草放牧地
中央ブロック	千円 300	千円 128	千円 50
南ブロック	236	117	45
北ブロック	169	55	21
東ブロック	169	73	27

(注) ブロックの対象地域は、次ページの「農業投資価格の適用区分図」による。

農業投資価格の
適用区分図



(注) 市町村名については、令和2年1月1日現在の市町村名を表示しています。